

株式会社プロレド・パートナーズ
定款

株式会社プロレド・パートナーズ 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社プロレド・パートナーズと称し、英文では **Prored Partners CO.,LTD.**と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 経営コンサルティング業
- (2) 情報技術及び情報システムに関するコンサルティング
- (3) 不動産に関するコンサルティング業務
- (4) コンピューターシステムによるデータ入力及びそれに伴う事務処理の受託
- (5) 市場調査、市場分析、マーケティング情報の収集及び分析
- (6) 有価証券の保有、運用、管理及び売買その他の投資事業
- (7) 損害保険代理店業
- (8) 労働者派遣事業
- (9) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

(機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、代表取締役が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる出席株主の議決権の過半数の決議をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の決議をもって決する。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果、その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、3名以上10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了の時までとする。

(代表取締役)

第22条 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

2 取締役会の決議をもって、取締役の中から会社を代表する取締役を定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

3 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的で

ある事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(取締役の報酬及び退職慰労金等)

第29条 取締役の報酬、退職慰労金その他職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができ、また監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会の議事録については、その経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役監査規程による。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第43条 剰余金の配当は、毎年10月31日の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の除斥期間)

第45条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第8章 附 則

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

平成 24 年 10 月 1 日	改定
平成 25 年 2 月 20 日	改定
平成 25 年 7 月 17 日	改定
平成 27 年 2 月 26 日	改定
平成 28 年 10 月 21 日	改定
平成 29 年 9 月 14 日	改定
平成 30 年 3 月 16 日	改定
平成 30 年 3 月 31 日	改定
平成 30 年 4 月 1 日	改定
平成 31 年 1 月 24 日	改定
令和元年 6 月 12 日	改定
令和 2 年 1 月 11 日	改定